

箕面栗生第二住宅管理組合

長期計画委員会規則

(総則)

第1条 この規則は、箕面栗生第二住宅管理組合同規約第50条(専門委員会の設置)に基づき、理事会からの諮問事項につき調査、検討するための諮問機関の必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この諮問機関の名称は、箕面栗生第二住宅管理組合長期計画委員会(以下委員会という)と称する。

(目的)

第3条 委員会は、箕面栗生第二住宅管理組合理事会(以下理事会という)から諮問された長期修繕計画をはじめ中長期にわたる諸課題について調査、検討し、円滑な組合運営に寄与することを目的とする。

(委員の選任)

第4条 委員会の委員は、箕面栗生第二住宅管理組合の組合員の中から理事会の委嘱により選任する。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、10名程度の委員を以って構成する。

(役員)

第6条 委員会には、次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 1名 書記 1名

(兼任の禁止)

第7条 委員会の委員は、管理組合役員(理事、監事)を兼任することができない。

(委員の任期)

第8条 委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会の招集)

第9条 委員長は、毎月1回程度定例会を招集し、臨時委員会は必要に応じ召集することができる。

(委員会の業務)

第10条 委員会は、第3条の目的を達成するため、理事会から諮問された特定の課題について、調査、検討し、委員会としてその結果を理事会に答申する。

2 前号に関して、必要があるときは専門家、学識経験者等の意見または指導を求めることができる。

(管理組合との連絡)

第11条 委員会は、管理組合役員(理事、監事)の出席を拒否することはできない。

- 2 委員会は、必要があるときは、管理組合役員に対し質問し、問題点について協議することができる。

(経費)

第 12 条 委員会の運営に要する費用は、管理組合が負担する。

(規則の改廃)

第 13 条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

- 2 この規則は、第 14 条による解散により廃止する。

(委員会の解散)

第 14 条 この委員会は、規則第 3 条に定める目的が達成され、その役割を終えたときをもって解散する。

(付則)

- 1 この規則は、平成 21 年 9 月 23 日から施行する。
- 2 委員の任期は通常総会を起算目とし、それまでの間は暫定期間とする。

「参 考」

管理組合同規約 {専門委員会の設置}

第 50 条 理事会は、その責任と権限の範囲内において専門委員会を設置し、特定の課題を調査又は検討させることができる。